2024年度
札幌市への「精神障がい者福祉に関する要望書」の提出と回答

1.　札家連が４０年以上札幌市民向けに毎月（１０月を除く）開催している精神療養講座のお知らせを「広報さっぽろ」へ掲載することを復活させてください。

（理由）

厚生労働省の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において重視すべきポイントの一番目に地域住民への理解促進があげられています。

札幌市の精神障がい者手帳保持者は三障がいのなかで最も増加傾向にあります。札家連では、札幌市からの補助金を受け、精神疾患に関する医療、福祉、家族の対応等に関し、専門家（医師など）による精神療養講座を４０年以上開催しています。

心の変調は誰にでも起こりうることであり、本人や家族が戸惑い藁をもつかみたい思いのとき、無料で一般市民向けに毎月開催している「精神療養講座」は、札幌市民が精神疾患について幅広く専門的に学ぶことができる講座だと自負しています。

２０１８（平成 30）年５月から広報誌への掲載が不可となり、その後講座への参加者は減少しました。中には、精神療養講座はもう開催していないと思っている市民もいます。周知方法については法人としても独自に力を入れ、ホームページやSNS、新聞、フリーペーパーなどにご協力いただき、精神療養講座の案内を周知していましたが、広報さっぽろに掲載されていた時に比べると参加者は減少しています。札幌市はテレビのデータ放送やスマートフォンアプリ、市内の郵便局の窓口、区役所などで配布している「札幌市からのお知らせ」等で案内していますが、これらは札幌市民全戸に無料で配布されるわけではありません。講座の参加者はテレビのデータ放送やスマートフォンアプリ、札幌市からのお知らせを見て参加した方は、毎回ほとんどいません。

この講座で家族会へつながり、継続して学び、医療や福祉サービスに繋がったご家族も多くいらっしゃいます。札幌市民の精神疾患にかかる人は増加しており、市民の精神的健康と保持増進のためにも札幌市として「精神療養講座」の広報に力を入れる必要があると思います。札幌市の広報誌「広報さっぽろ」は市民に必要な情報を提供する大きな役割があり、広報さっぽろの紙面は市民により一層寄り添った紙面にすることを要望します。

（回答）

広報さっぽろでは、誌面全体の魅力向上を図るため、市の取組や課題を伝える特集や企画記事について、言葉だけではなく写真やイラストを多く使うなど、市民への伝わりやすさを意識することで充実させて、お知らせ欄のページを縮減するリニューアルを行いました。

それに伴い、平成30年５月号から、お知らせ欄には、講座や講習、展示を含むイベント情報を掲載せず、データ放送や「イベント情報はこちらでチェック 札幌市からのお知らせ」に掲載することとしています。

引き続き、データ放送や「イベント情報はこちらでチェック 札幌市からのお知らせ」にて掲載させていただく予定ですので、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

また、障がい保健福祉部としましても、ポスターの掲示やチラシの配架などで周知協力を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

総）広報課　保）障がい保健福祉部

2.　精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級所持者が精神科以外の他科にかかる場合の医療費についても自立支援医療費と同等の負担で受診できるようお願い致します。

（理由）

他科の医療費については当事者や家族にとって経済的に大きな負担になっており、受診を控えている当事者も多くいます。精神障がい者は薬を長期にわたって服用することによる副作用や当事者の高齢化により他科を受診することも多くなり、一方で体調が不安定になりやすく一般就労並みの安定した就労を継続することは難しく、身体・知的障がい者に比して収入は大変厳しい状況におかれています。また、都道府県や市町村によって医療費負担の取扱いが様々です。

障害者差別解消法の観点においても、経済的負担を少しでも軽減できるよう他科の受診医療費も自立支援医療費と同等の負担で受診できるよう、今年度も継続し助成制度の充実の実現を求めてまいります。

（回答）

重度心身障がい者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳２級及び３級所持者にも拡大すべき、との御要望としてご回答いたします。

医療費助成制度は、北海道の補助を受けて実施しており、補助主体である北海道が精神保健福祉手帳１級（入院医療費を除く）のみを助成対象としているため、本市においても同様の扱いとしているところです。

ただし、北海道が助成対象外としている精神保健福祉手帳１級の入院医療費について、障がいのある方の経済的負担の軽減を図るため、令和６年８月から北海道の補助基準を上回って独自に助成対象へ含める拡充を行ったところです。

御要望については、自立支援医療との関係や他の政令指定都市の状況、さらなる対象拡大をした場合の制度の持続可能性などを勘案すると、慎重に検討すべきものと考えております。

保）保険医療部

３．　精神障害者保健福祉手帳 1.2 級の方は、６５歳から申請により加入できる「後期高齢者医療制度」についての周知の工夫と徹底を引続き継続していただけますようお願いいたします。

（理由）

精神障害者保健福祉手帳１．２級所持者も高齢化が進む中、６５歳以上の方は、申請し認定されると「後期高齢者医療制度」が適用になりますが、適用になることを知らずに何年も従来の医療費の負担をしている方がいるとの声がまだ届いています。

手帳交付時には案内文書を同封するなど周知に努めていただいておりますが、引続き精神科医療機関へ、「後期高齢者医療制度」の申請について窓口での細やかな個別の対応を協力していただけるよう、ご尽力お願いいたします。３割負担が１割負担に軽減できることは当事者が治療を安心して受けられます。６５才になる直前に再度、より親切な方法で十分理解できるような案内文書の工夫もお願いいたします。

（回答）

令和６年６月からは、65 歳に到達した方に交付される介護保険証の同封文書に制度説明を記載するなど、より一層の周知を図っております。

また、後期高齢者医療制度の障害認定については、市公式ホームページや国保加入者に交付するリーフレットへの掲載、障害者手帳の交付時に案内文書を同封するなど、引き続き幅広い周知に努めてまいります。

保）障がい保健福祉部　保）保険医療部

４．　各区の精神保健福祉相談員には、精神保健福祉士など有資格者を配置し、専門性のある対応ができる体制を引き続き整えてください。また当事者と家族が孤立しないよう、より専門性の高い対応でこれまで以上に訪問介入を実施してくださいますようお願い致します。

（理由）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号） 第四十八条では、「都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他 これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者等及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員「精神保健福祉相談員」を置くことができる」となっておりますが、本人の意向がないと訪問の壁は高く、途方にくれる家族はたくさんいらっしゃいます。

毎年、精神保健福祉相談員をご案内くださいとご回答をいただいておりますが、ご案内して

も「本人が来てください」「本人の了承がなければ」と言われています。本人が了承するなら、親が相談に行かずとも、医療や福祉に繋がります。本人が支援を拒んでいるので家族が困っているのです。

今年８月に精神保健福祉相談員研修に当法人が講師として出席した際には、相談員の方から「訪問することにより、当事者を刺激するので控えた方が良いと考えている」とのご意見がありましたが、当事者への刺激が無ければ、１０年、２０年と長期に渡り状況が変わらず、親の高齢化が進み、親自身からの訴えも出来なくなります。そしてそのことにより当事者自身も長く社会に出ないことにより、親亡き後の当事者が地域生活することが出来ず、長期入院に繋がります。精神障がい者の社会参加は、本人の為にも少しでも早い方が望ましく、早急な第三者の介入が重要です。家族が途方にくれ相談をあきらめないためにも、どの区に相談しても相談員によって対応の差がなく親身になり寄り添った相談が受けられることをお願いいたします。精神障がい者が地域で安心して生活するためには、多くの理解者によるアウトリーチ（訪問）の支援が必要です。精神保健福祉相談員が病院や相談支援事業所等との連携を強化し訪問による支援にさらに力を入れていただけますようお願い致します。

（回答）

各区の精神保健福祉相談員につきましては、主に、保健福祉に関する知識や経験等を有した職員が配置されているほか、各種研修を実施するなどして相談対応における傾聴や受容といった専門技術や制度知識の習得・向上を促しております。

また、近年、相談対応に一層注力できるよう担当業務内容の見直しや一部区における人員体制の強化を図ってきたところです。

引き続き、御本人や御家族に寄り添った相談対応を行えるよう、人員体制の見直し等を検討してまいりたいと考えております。

今後も関係機関との連携を図りつつ、御本人や御家族の御理解・御協力のもと、対象世帯の状況に応じて訪問支援を行ってまいります。貴団体におかれましては、御本人及び御家族に対して、精神保健福祉相談員を適宜御案内いただくとともに、今後も御協力のほどお願い申し上げます。

保）障がい保健福祉部

５．　障がい者相談支援事業所の増設または、事業所の人員の増員をお願い致します。

（理由）

令和５年度にも２名ずつの相談員が増員、処遇改善等につきましても相談支援体制の充実を図っていただいておりますこと感謝申し上げます。しかし昨年同様、札家連にはまだ相談事業所に相談をしたくても新規相談は「１ヶ月はかかる・予約待ち」「留守電にメッセージを入れたが返信がない」「自分は軽いほうだから相談員さんとはほとんど話せない」「メールでのやりとりになる」と引続き当事者や家族から声が届きます。相談支援事業所に問合せると、相談内容により優先順位があり、すぐ相談を受けることができない場合がある。との返答をいただきました。優先順位は相談事業所にとっての優先順で、相談者にとっての優先順位ではないことが残念に思いました。日常の困りごとの対応は受けてくれないため、本人は不安や淋しさから体調を崩すこともあります。相談事業所の相談員さんは、日々の相談に追われマンパワーが不足していることも引き続き実感しています。また相談員の賃金の低さは精神的、身体的にも負担になり、定着率も低く良い人材確保ができない現状が継続していると感じています。引き続き、相談支援事業所の増設、事業所のスタッフの増員、賃金対応また日常の生活の困りごとなども気軽に相談できる場所など、政令指定都市札幌らしい相談支援体制の充実をお願い致します。

（回答）

相談支援事業所の相談員については、相談件数の増加などに対応するため、平成26年度から令和５年度にかけて、計22名の相談員を増員いたしました。

令和５年度に策定された第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023においては、令和９年度までに計15名の相談員を増員するとともに、相談員の処遇改善や質の向上を目的に　相談員　の相談経験に応じて取得可能な加算を創設いたしました。

今後とも、市民の多様なニーズや制度の複雑化に対応するため、相談支援体制の充実に努めてまいります。

保）障がい保健福祉部

６．　障害者差別の解消を進めていく上で望ましいのは、小さいころから理解を深めてもらう啓発活動であります。今年も引続き教職員の研修等に尽力いただけますようお願い致します。

（理由）

日々、障がい者への偏見や無理解の解消に向けて、理解促進を図り、差別や偏見をなくし多様性を認め合い支え合う、人間尊重の教育の充実に向けての職員研修も充実に努めていただけるとのご回答に感謝申し上げます。引き続き途絶えることなく、札幌市が配布している冊子小学４年生向け「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」中学３年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」の活用や、人権擁護委員の啓発活動なども、地域により格差がないよう札幌市内すべての小中学校で活用することを望みます。

小さいころから歩んでいく社会で、身近に接することになる「障がい」に関する知識を早期に「知る」ことがとても重要です。札幌市内の児童、生徒と保護者、教職員等が正しく学ぶことで差別や偏見がなくなり、学校では先生方が児童・生徒ひとりひとりの精神的変調に早期に気づき、各学校に配置されているスクールカウンセラーを十分活用し、子どもの相談の適切な対応、外部と連携を図り支援に結びつくことを求めます。

また児童・生徒、教職員がピアサポーターや家族の体験を聴く機会や、就労支援事業所等で、精神障がい者と触れ合う機会を設けることも、障がいに対する理解を深められるものと考え継続して要望いたします。

（回答）

札幌市では、小学４年生向け「心のバリアフリーガイド・わかりやすい版」、中学３年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」を対象学年全員に配布しているほか、心のバリアフリー研修において、親子で楽しみながら心のバリアフリーについて学べる「親子向け研修」を実施するなど、学齢期における、障がいのある方に対する偏見や無理解の解消に向けて、理解促進を図っているところです。

また、各校において障がいのある子どもとない子どもが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習の推進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての子どもの学びを保障するという視点に立ち、適切な合理的配慮の提供に資するよう「障害差別解消法 札幌市学校職員における対応要領」及び「別冊 取組集」を作成・配布し、具体的な事例を取りあげるなどしながら研修等の充実を図ってまいります。

今後も、あらゆる差別や偏見をなくし、多様性を認め合い支え合う「人間尊重の教育」の充実に向けて教職員への啓発等に努めてまいります。

保）障がい保健福祉部　教）学校教育部

７．　精神障がい者に対する公共交通機関（JR/バス）の運賃割引実施に向けて、身体障がい者、知的障がい者と同様に割引制度の適用対象にしていただけますよう、引き続き交通事業者への働きかけ、並びに財政支援のご検討をお願い致します。

２０２５年４月１日には、JR グループが精神障害者割引制度を導入することになりましたが、割引が片道１００キロ以上に限られる等、日常生活の支援には不十分な状況です。

また、地下鉄を利用する際に券売機等を経由せず「記名サピカ」でも直接乗車できるよう使いやすい方法の導入か、あるいは「福祉割引サピカ」への変更をお願い致します。

（理由）

札幌市の障がい者交通費助成制度が各政令指定都市と比較し高い水準となっていることに改めて心から感謝申し上げます。

昨年、運賃割引について、札幌市は現在実施している交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況とのご回答をいただきましたことは大変残念でした。

JR（令和７年４月から割引・割引内容については課題がある）やバスの割引が現在でも障がい者に適用されていない現状を、障害者差別解消法の観点からも、札幌市が前向きに継続的に交通事業者へ働きかけ、あるいは財政支援などの検討を行っていただきたくお願い致します。

加えてバス事業者が相変わらず精神障がい３級のみ割引をしない姿勢も再度見直してもらうよう貴市からバス事業者に強く理解と協力を求めていただきたいと思います。また、札幌市の地下鉄や市電が半額で乗車できることは、当事者や家族がとても喜んでおり感謝の声がたくさん届いておりますが、継続して使用するほど不便さも感じています。

昨年のご回答では、「記名 SAPICA」による直接乗車での割引適用は技術的に不可能とのこと。運賃割引や地下鉄を利用する際の利便性につきましては、身体障がい者 ３・４ 級、知的障がいＢの人には交付されている「福祉割引サピカ」への切り替えを、今年度も引き続き要望してまいります。

（回答）

＜運賃割引について＞

運賃割引については、各交通事業者の判断と負担において実施されているものであることから、札幌市が現在実施している障がいのある方の交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況です。

札幌市としましては、精神障がいのある方にも運賃割引が適用されるよう、引き続き各交通事業者に理解と協力を求めてまいります。

＜地下鉄の利用について＞

記名ＳＡＰＩＣＡによる直接乗車で割引を適用させることは技術的に不可能であり、また、地下鉄・バス・路面電車に福祉料金で御乗車いただける福祉割引ＳＡＰＩＣＡにつきましても、バス事業者が割引を実施していないことから御利用いただけない状況となっております。

上記２点につきまして、昨年度と同様の回答となりますが、御理解賜りますようお願いいたします。

保）障がい保健福祉部　交）事業管理部